



令和7年4月28日

午前9時

## 骨髄移植の協力に対して補助金を交付します

市は、白血病などの血液疾患の治療で行われる骨髄移植に協力しやすい環境づくりを図るため、骨髄ドナーまたは骨髄ドナーが勤務する事業所に対し、補助金を交付します。

## 1 対象者

## (1) 骨髄ドナー（①から③の全てに該当する人）

- ① 骨髄または末梢血幹細胞（以下、「骨髄など」という。）の提供日において市内に住所がある
- ② 国、地方公共団体などが実施する他の制度により骨髄などの提供に関する補助などを受けていない
- ③ ドナー休暇を設けていない事業所へ勤務している

## (2) 事業所（①から③の全てに該当する事業所）

- ① 骨髄ドナーが骨髄などを提供した日において市内に所在している
- ② 骨髄ドナーが勤務する国内の事業所である（国および地方公共団体ならびに独立法人を除く）
- ③ ドナー休暇を導入している事業所であること

## 2 補助額

## (1) 骨髄ドナー

骨髄などの提供のための通院、入院、面談に要する日数につき2万円（上限14万円）

## (2) 事業所

骨髄ドナーが骨髄などの提供に要した日数につき1万円（上限7万円）

## 3 申請期限

骨髄提供日から6カ月以内

※令和7年3月31日以前に骨髄などを提供した人は令和7年9月30日までに申請してください

## 4 申請先

健康づくり課または東部・北部健康推進室

## 5 その他

詳しい内容は市ホームページを確認してください。

## 問い合わせ先

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1（一関保健センター2階）

健康こども部健康づくり課健診指導係 主事 千葉

Tel : (0191)21-2160 Fax : (0191)21-4656

メールアドレス : hokesen@city.ichinoseki.iwate.jp